

「国と地方の協議の場」に関する制度案の骨子

○ 名称：国と地方の協議の場に関する法律（仮称）

1. 目的

- ・ 国と地方の協議の場は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について関係大臣と地方六団体の代表者が協議を行うことにより
- ・ 地域主権改革の推進を図るとともに、
- ・ 国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図る。

2. 構成員

(1) 定例の構成員

協議の場の議員は次のとおりとする。

- ・ 国側：内閣官房長官、地域主権推進担当大臣、総務大臣、財務大臣、その他内閣総理大臣が指定する大臣
(議長及び議長代行1名を内閣総理大臣が指定。議長代行は、議長に事故あるとき又は委任を受けたとき、議長の職務を代行。)
- ・ 地方側：地方六団体代表（各1名）
(副議長1名を地方側議員で互選。副議長は、議長・議長代行を補佐し、議長・議長代行に事故あるとき、議長の職務を代行。)

(2) 臨時の構成員

- ・ 議長は、必要があると認めるときは、(1)以外の大員、地方公共団体の長・議会の議長を、議案を限って、臨時の議員として、協議の場に参加させることができる。
- ・ 副議長は、地方公共団体の長・議会の議長の参加を、議長に対して求めることができる。

2-2. 内閣総理大臣の出席

- ・ 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができる。

3. 協議対象範囲

協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち、重要なものとする。

- (1) 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- (2) 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- (3) 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本の整備に関する政策その他の政策に関する事項のうち地方自治に影響を及ぼすと考えられる事項

4. 開催等

- (1) 内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- (2) 協議の場の招集は、協議すべき具体的事項を示してするものとする。
- (3) 議員は、内閣総理大臣に対して、協議に付すべき具体的事項を付して、臨時の協議の場の招集を求めることができる。
- (4) 議長は、協議の場の協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。
- (4-2) 議員は、議長に対して、分科会の開催を求めることができる。
- (5) 分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。

4-2. 資料提出の要求等

- (1) 議長は、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長・議会の議長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等必要な協力を求めることができる。
- (2) 議長は、その他識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

5. 協議結果

- (1) 議長は、協議の場の終了後、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に報告することとする。
- (2) 報告書の作成に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。
- (3) 協議が調った事項については、協議の場の議員及び臨時の議員は、その結果を尊重しなければならない。

6. その他

- (1) 運営経費は、国及び地方六団体の負担とする。
- (2) 上記のほか、運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。

※ 2月18日の実務検討グループの合意を基に、2月18日の国側提案骨子を修正したもの。